

## 後見制度について（12） ～任意後見制度⑤～

任意後見制度を身近に感じていただくために、64歳女性A子さんを主人公にした事例の4回目をお話しします。

外出先で倒れて緊急搬送された身寄りのないA子さんは、一命を取り留めたものの、意識は朦朧としたまま、発語はできず、意思疎通も困難な状況がつづいていました。



これからA子さんにとって重大な意思決定を求められる事態、さまざまな契約ごとが必要となる事態、そしてA子さんに代わって誰かが収入と支出を管理しなければならない事態が想定される中、A子さんとの間で事前に備えの契約をしていたOAGライフサポートが、A子さんの任意後見人として、家庭裁判所が選任する監督人による監督の元で、これらを行うことができるよう手続きをすることとなりました（任意後見監督人選任申立）。

通常は、申立ての書類が家庭裁判所に受理された後、A子さん本人の状況や意思を確認するために、家庭裁判所の調査官が本人との面談を行います。

しかしA子さんの場合、そもそも家庭裁判所に提出した「診断書」や「本人情報シート」の中で、「発語・意思疎通ともに困難」と記載されていたため、調査官が本人と面談をすることはありませんでした。

では、本人が何とか意思疎通が可能な状況である場合、本人と家庭裁判所の調査官との面談は、どのように行われるのでしょうか。

調査官もプロですから、本人を不愉快にさせないように、上手に話を持っていきながら、本人の口から氏名、年齢、住所などを聞き出します。年齢で言葉に詰まる方、住所で誤魔化す方が多くいらっしゃいます。

その後、「任意後見契約公正証書」について、そのコピーを見せながら、覚えているかどうかを質問しますが、大抵は覚えていないと答えることが多いと思います。すると調査官は、簡単に任意後見契約の内容を説明し、本人に対して「この人にお金のことやこれからのことをお任せしてもいいですか？」という核心的な本人意思の確認を行います。

そこから、状況が許せば「100から7を引いていく計算」や、最初に自己紹介をした家庭裁判所の調査官が「私はどこから来た者が覚えていらっしゃいますか？」という質問などにより、簡易的な認知症検査をしていきます。

万が一、本人が「任意後見を始めたくない」「この人に任せるのはちょっと・・・」というような発言をしたとしても、調査官もプロですから、その発言がしっかりした判断の元での発言なのかどうかは読み取って総合的に判断するので、事情をきちんと調査官に説明していれば、本人の表面上の発言だけで、任意後見契約の効力を発生させる段階ではないという判断になることはありません。